

高知県地方港湾審議会条例をここに公布する。

○高知県地方港湾審議会条例

(昭和 49 年 3 月 26 日条例第 2 号)

改正 平成 17 年 3 月 29 日条例第 22 号

(設置)

第 1 条 港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 35 条の 2 の規定に基づき、高知県が管理する重要港湾及び地方港湾に関する重要事項を調査審議させるため、高知県地方港湾審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第 2 条 審議会は、知事の諮問に応じ、港湾の開発、利用及び保全に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、必要があると認めるときは、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 17 人以内で組織する。

2 審議会に特定の事項を調査審議させるため、必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 港湾関係者
- (3) 国の地方行政機関の職員
- (4) 地元市町村を代表する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

一部改正〔平成 17 年条例 22 号〕

(委員の任期等)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員(学識経験を有する者のうちから任命された委員を除く。)が任命された時における当該職を失ったときは、委員の職を失う。

3 臨時委員は、当該特定の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第 6 条 審議会は、その議決により、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(会議)

第7条 審議会は会長が、部会は部会長が、それぞれ招集する。

- 2 審議会においては会長が、部会においては部会長が、それぞれ議長となる。
- 3 審議会又は部会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 4 審議会又は部会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第8条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員又は臨時委員を補佐する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する

(高知県港湾審議会条例の廃止)

- 2 高知県港湾審議会条例(昭和40年高知県条例第31号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 第7条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に開かれる審議会は知事が、部会は会長が、それぞれ招集する。

附 則(平成17年3月29日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に委員等に委嘱又は任命されている県議会の議員は、当該委員等の任期が満了するまでの間、引き続き当該委員等として在任することができる。この場合において、当該委員等である者の数が当該委員等の定数を超えるときは、当該数をもって当該委員等の定数とする。